

知っておきたい！ 公共事業労務費調査

～ 調査票を正しく記入しましょう ～

「公共事業労務費調査」とは？

公共工事の発注の際の、工事費の積算に使用する「**公共工事設計労務単価**」（以下設計労務単価と略す）を決定するための調査です。この調査は、国土交通省及び農林水産省が、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金等を、**都道府県別**及び**職種別**に調査しています。

なぜ実施されるのか？

予定価格は、法令に基づき国が**賃金支払実態を調査して決定**しており、翌年度の労務単価に反映されます。

長崎県の設計労務単価は？

長崎県の設計労務単価は、**県民所得**と同様に低水準にあります。一方、鹿児島県の**県民所得**は低水準にありますが、**設計労務単価**は高水準にあり、長崎県と**1,500円の差**があります。

【平成25年度 県別単価（所得）比較】

都道府県	設計労務単価（日当り） （普通作業員）		県民所得（年当り）	
	単価（円）	順位	単価（千円）	順位
長崎県	12,400	42	2,155	44
鹿児島県	13,900	31	2,207	41
差	1,500	11	52	3

県民所得：平成24年2月内閣府発表（平成21年度対象）



県民所得がほぼ同水準の鹿児島県と労務単価で差が生まれるのはなぜでしょうか？



労務費調査に対する**取り組みの差**が一要因！！

- 調査を**十分理解**して、**調査票を正しく記入**
- 元請けに限らず**下請け**まで**徹底**して行う

設計労務単価上昇による効果

設計労務単価（普通作業員ベース）が鹿児島県水準になった場合の大規模工事例

	労務費 A	材料費 B	直接経費 C	諸経費 (A+B+C)×0.57	工事費 (A+B+C+D)
長崎県（現状）	1億2,100万円	5億1,610万円		3億6,290万円	10億円
鹿児島県水準	1億3,560万円	5億1,610万円		3億7,150万円	10億2,320万円
差額	1,460万円		0円	860万円	2,320万円

労務費が鹿児島県水準（普通作業員ベースで12.1%アップ）となれば、労務費が約1,500万円、**諸経費が約900万円**、**工事費（合計）が約2,300万円**増えます。



「労務賃金の適切な支払い」により、「設計労務単価」が上昇し、「工事の予定価格」の上昇につながれば、**建設業従事者の処遇改善**、**会社経営環境の改善**、ひいては、品質の向上、**県民所得の向上**に寄与するものと考えられます。

ポイント

労務費調査における調査票の記入にあたっては、以下のことに留意して正しく記入するよう心がけてください。

1. **職種を正しく分類する**
2. **所定労働時間を正確に記入する**
3. **手当・臨時の給与・実物給与を記入する**



1. 職種を正しく分類しましょう

労務費調査の職種の定義に基づき、職種を正しく分類すれば、それぞれの設計労務単価の向上につながります。

労務費調査では、職種とその作業内容は労務費調査用に独自に定められており、会社で使用している名称にとらわれずに作業内容に見合った職種を選んでください。

(1) 職種区分に注意しましょう。

特殊作業員、鉄筋工、とび工等の「技能労働者」は、調査の定義上「相当程度の技能を有し」、「主体的に業務を行う」もののみであり、それ以外の方は普通作業員、軽作業員等の作業員職種で計上してください。

単価の安い作業員に定義されるべき人を、技能労働者に誤って計上すると、その職種の設計労務単価を下げる原因となります。

調査対象職種の定義・作業内容等、労務費調査に関しては、国土交通省のHPを参照ください。
(国土交通省のHPトップページ内で公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価で検索して下さい。)

職 種	定 義
鉄 筋 工	①鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの
普 通 作 業 員	①普通の技能および肉体的条件を有し、人力による作業（掘削・積込・運搬・敷均し等）を行うもの ②普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
軽 作 業 員	①主として人力による軽易な作業（軽易な清掃、後片付け、草むしり、散水等）を行うもの ②各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

！注意：見習・手元について

見習、手元については、原則として調査対象外となります。ただし、各職種の作業について補助的業務を主に実施した場合には、作業内容に応じて、普通作業員、軽作業員又はトンネル作業員に分類して下さい。

● 鉄筋工における事例

	鉄筋工		普通作業員		軽作業員	
	人数	平均単価	人数	平均単価	人数	平均単価
X社 X社では、全員を「鉄筋工」と考え、社内で呼ばれている「鉄筋工」で計上しました。 	5人	16,000円	-	-	-	-
Y社 Y社では、相当な技能を有するAさん～Cさんの3人を「鉄筋工」、相当程度の技能を有していないが、補助的業務を行ったDさんを「普通作業員」、軽易な補助作業しか行っていないEさんを「軽作業員」で計上しました。 	3人	19,000円	1人	13,000円	1人	10,000円
Z社 Z社では、職種とその作業内容と照らし合わせて、Cさんは主体的業務を行っていないと判断し、「普通作業員」として計上しました。 	2人	20,500円	2人	14,500円	1人	10,000円

2. 所定労働時間を正確に記入しましょう

実際現場で休憩を取っている場合は、実態に合った所定労働時間を記入することにより、設計労務単価の向上につながります。

所定労働時間とは、就業規則などで定めている休憩時間を除いた労働時間のことです。法定労働時間は1週40時間、1日8時間となっておりますが、調査票へは就業規則に定められた所定労働時間を記入ください。なお、設計労務単価は1日8時間当りの賃金に換算されます。

(1) 現場での就労実態に合うように、就業規則の所定労働時間を変更しましょう。

実際の労働時間が、午前・午後に休憩を取っているため、就業規則の労働時間より短い場合は、就業規則や労働条件通知書などを変更する必要があります。

所定労働時間を見直そう！

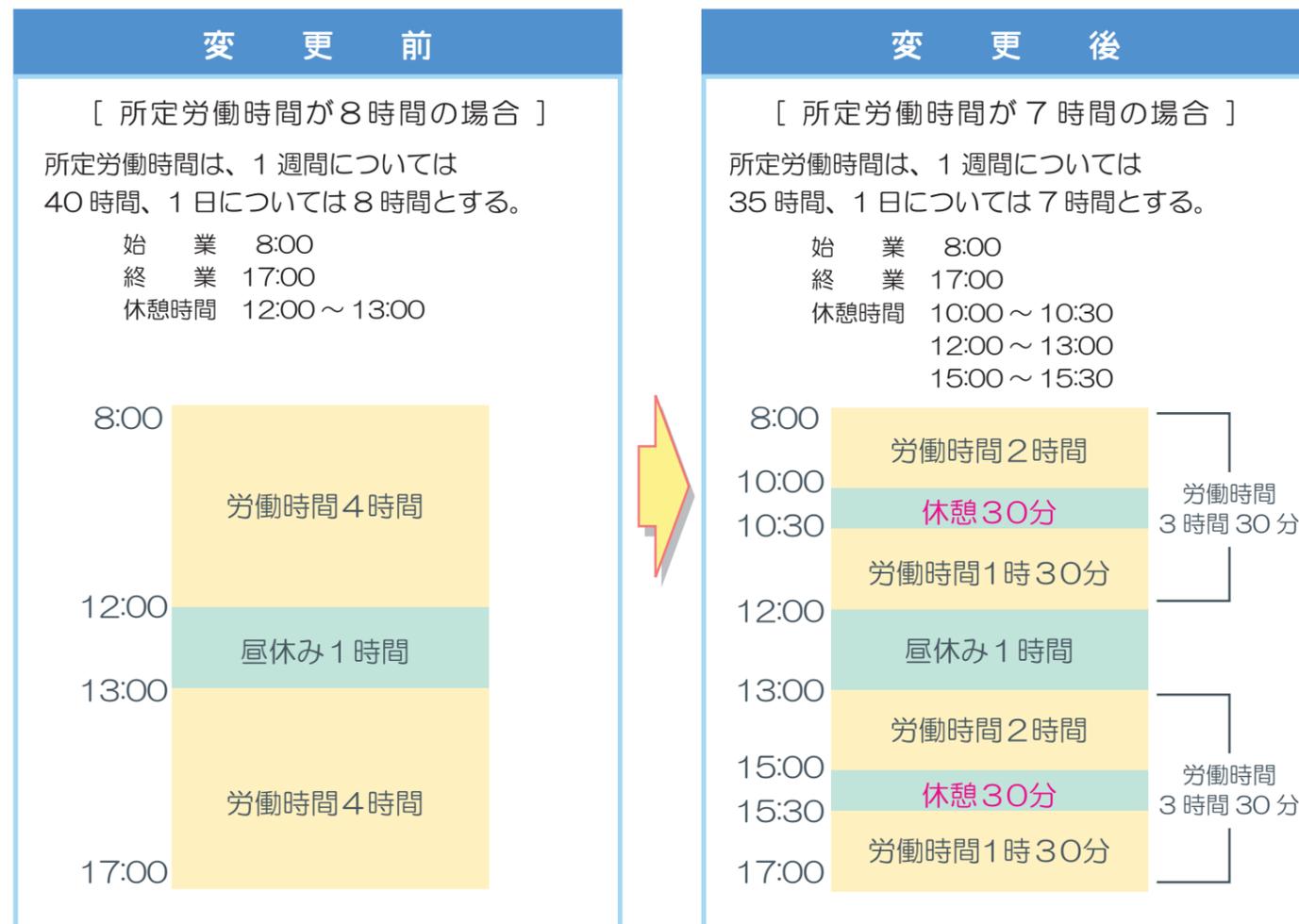
- 所定労働時間を見直した場合は、就業規則を変更 → 労働基準監督署に届出
- 従業員が10人未満の事業所の場合は、就業規則の作成及び労働基準監督署への届出の義務はない（ただし労働者に対して、労働条件を明示することが必要）

各現場事務所で容易に就業規則を定めることが可能

※ 労務費調査では、労働条件を明示した雇用契約書（雇入通知書、労働条件通知書も可）等の提示が求められます。

● 就業規則を変更した例

A建設（株）では、就業規則で休憩時間も労働時間に含まれているため、就業規則の変更を行い労働基準監督署に変更届けを出しました。



所定内労働時間が8時間から7時間に変更となり、設計労務単価への反映額が向上します。設計労務単価は1日8時間（法定労働時間）当りの賃金に換算されます。

$$\text{設計労務単価} = (\text{調査結果の1日あたり労務単価} \div \text{所定労働時間}) \times 8\text{時間}$$

1日あたりの支払賃金を12,400円と仮定すると…

● 変更前の場合

所定労働時間：4+4=8時間
1時間あたりの賃金は1,550円
設計労務単価：(12,400円 ÷ 8.0時間) × 8.0時間
= 12,400円

● 変更後の場合

所定労働時間：3.5+3.5=7時間
1時間あたりの賃金は1,771円
設計労務単価：(12,400円 ÷ 7.0時間) × 8.0時間
= 14,171円（差額1,771円）

14.3%UP!!

(2) 週40時間労働を遵守しましょう。

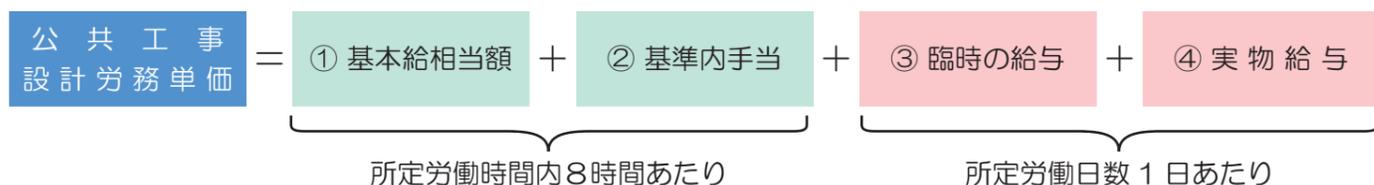
労働基準法第32条では、「休憩時間を除いて、週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない」となっております。

繁忙期などによりやむを得ず、一定期間に労働時間が超過せざるを得ない場合は、変形労働時間制を導入する方法もあります。

※ 平成24年度の長崎県内での労務費調査では「就業規則に定める所定労働時間が法定の週40時間を超えている」ため、18.0%が棄却されました（国土交通省発表）。

③ 手当・臨時の給与・実物給与も記入しましょう

基本給以外の手当（基準内）、臨時の給与、実物給与も労務単価の対象となりますので、漏れなく調査票に記入することにより設計労務単価向上につながります。



手当、臨時の給与、実物給与等、実際に給与として支給されている内容については、賃金台帳、又は賃金日計表等に、記録することが原則必要となります。（ただし、一部の臨時の給与、実物給与については、賃金台帳への記入がなくても、社内規定及び支給された証拠書類（領収書等）の提示で済む場合があります。）

※ 臨時の給与及び、実物給与は、給与所得の収入金額（源泉所得税の課税対象）となる場合がありますので、賃金台帳等へ記入することが望ましい。

（1）基準内手当に該当する手当のみが労務単価に反映されます。

基準内手当とは分類した職種の作業内容や、通常の作業条件に対する手当です。（時間外、休日及び深夜の割増賃金や特殊な作業条件・内容の労働に対する手当（突貫手当等）は、基準外となります。）

支給されている基準内手当が、基準外扱いと誤解されるような手当の名称の場合、手当の名称を変更しましょう。又は、調査会場で基準内手当に該当することをきちんと説明しましょう。

※ 労働者個人が負担した、旅費や通信費は経費扱いのため、基準外手当となります。

（2）臨時の給与に該当するものは記入漏れがないようにしましょう。

臨時の給与として調査票上、計上可能なものは、直近1年間のボーナス（一時金）のみではなく、見舞金や慶弔金等の臨時に支払われる賃金や、1ヶ月を超える長期の出勤成績に対し支給される精勤手当、勤続手当等が含まれます。

（3）実物給与があれば、もれなく計上しましょう。

実物給与とは、通勤用定期券・回数券、食事の支給、住宅の貸与等、通貨以外の物で賃金として支給された物です

実物給与の注意点

- 個人の車で通勤用に燃料を支給されている場合は対象。
- 個人の車で、会社から現場までの移動に使用した費用は対象外。
- 会社の車で通勤用に燃料を支給されている場合は対象外。
- マイクロバス等での宿舎より現場までの送迎費用は対象外。
- 食事や休憩時の飲物（ジュースなど）の支給は対象。（ただし、領収書等の支給の証拠が必要。ケースで購入し現場に渡した場合には、受払簿も必要）
- 残業時の食事の支給は対象外。

● 手当等計上した場合の加算事例

B建設（株）では作業員Cに下記手当、臨時の給与、実物給与を支給していたので、調査票に計上しました。

当月の所定内労働日数（時間）22日（154時間）年間労働日数、260日と仮定すると…

家族手当として、月1万円支給した場合（基準内手当）

10,000円 ÷ 154時間 × 8時間 = 519円（換算額）

労務単価として 519円加算評価 されます。



夏季・冬期賞与として、20万円支給した場合（臨時の給与）

200,000円 ÷ 260日 = 769円（換算額）

労務単価として 769円加算評価 されます。

出産手当として、5万円支給した場合（臨時の給与）

50,000円 ÷ 260日 = 192円（換算額）

労務単価として 192円加算評価 されます。



ジュースを現場勤務の日、午前と午後に1本ずつ支給した場合（実物給与）

100円 × 2本 × 20日 = 4,000円（4,000円 ÷ 22日 = 181円（換算額））

労務単価として 181円加算評価 されます。

船上での勤務の際、食事の支給を行った場合（実物給与）

1,000円 × 15日 = 15,000円（15,000円 ÷ 22日 = 681円（換算額））

労務単価として 681円加算評価 されます。



食事の支給や住宅の貸与を行ったが、個人からも徴収した場合（実物給与）

1ヶ月当り、食事の支給や住宅の貸与に実際にかかった費用（電気、ガス、水道料金含む）を12万円、個人から徴収した金額を3万円と仮定すると

(120,000円 × 1/3) - 30,000円 = 10,000円（10,000円 ÷ 22日 = 454円（換算額））

労務単価として 454円加算評価 されます。

